議案第７５号

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日

提出者　青梅市長　大勢待　利　明

（説明）

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童支援員の要件を拡充したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中第１０号を第１２号とし、第６号から第９号までを２号ずつ繰り下げ、同項第５号中「(旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。)」を削り、同号を同項第７号とし、同項中第４号を第６号とし、第３号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

(5) 次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入

学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

第１０条第３項第２号の次に次の１号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。